【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年10月8日提出
【計算期間】	第9期(自 2025年7月9日至 2026年7月8日)
【ファンド名】	東証グロース２５０ＥＴＦ
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋　浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
【事務連絡者氏名】	枻川　涼
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
【電話番号】	03-6843-1413
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町２番１号

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

東証グロース２５０ＥＴＦ（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、東証グロース市場250指数を対象指標とし、株価指数先物取引の買い建て、または対象指標に採用されている株式への投資、あるいは株価指数先物取引の買い建てと対象指標に採用される株式への投資のいずれも行うことにより、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指します。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型
追加型投信	海外	債券	ＭＲＦ	特殊型
	内外	不動産投信	ＥＴＦ	
		その他資産（　　）		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式	年１回	グローバル	
一般	年２回	日本	
大型株	年４回	北米	日経225
中小型株	年６回（隔月）	欧州	
債券	年12回（毎月）	アジア	ＴＯＰＩＸ
一般	日々	オセアニア	
公債	その他（　）	中南米	
社債		アフリカ	その他（東証グロース市場250指数）
その他債券		中近東（中東）	
クレジット属性（　）		エマージング	
不動産投信			
その他資産（　）			
資産複合（株式、中小型株、債券、公債、その他資産（株価指数先物取引））			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、株価指数先物取引のうち東証グロース市場250指数を対象とするものを主要投資対象として

おります。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（資産複合（株式、中小型株、債券、公債、その他資産（株価指数先物取引））資産配分変更型と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
   (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
   (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
   (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF及びMMFの運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
   (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

   (1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
   (2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分
   (1)株式
      ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
      ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
   (2)債券
      ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
      ⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
   (3)不動産投信
      これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
   (4)その他資産
      組入れている資産を記載するものとする。
   (5)資産複合
      以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
      ①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
      ②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
2. 決算頻度による属性区分
   ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。
   ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。
   ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。
   ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。
   ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
   ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
   ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。
3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
   ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
   ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

■主要投資対象

株式や公社債等、短期金融資産を投資対象とし、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。

※　東証グロース市場250指数について

東証グロース市場250指数は、主にマザーズ市場※に上場していた内国普通株式及びグロース市場に上場する内国普通株式を対象とする時価総額加重型で算出される株価指数です。株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社が算出・公表しています。
算出方法は2003年9月12日の時価総額を1,000ポイントとして、その後の時価総額を指数化したものです。
基準日：2003年9月12日
基準値：1,000ポイント
※　旧東京証券取引所マザーズ（2022年4月4日の新しい市場区分へと再編以前の東京証券取引所マザーズ）をいいます。

※　東証グロース市場250指数の著作権等について

① 東証グロース市場250指数の指数値及び東証グロース市場250指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証グロース市場250指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証グロース市場250指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
② JPXは、東証グロース市場250指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証グロース市場250指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証グロース市場250指数に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
③ JPXは、東証グロース市場250指数の指数値及び東証グロース市場250指数に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証グロース市場250指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
④ JPXは、東証グロース市場250指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、JPXは、東証グロース市場250指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
⑤ 当ファンドは、JPXにより提供、保証又は販売されるものではありません。
⑥ JPXは、当ファンドの購入者又は公衆に対し、当ファンドの説明又は投資のアドバイスをする義務を負いません。
⑦ JPXは、当社又は当ファンドの購入者のニーズを東証グロース市場250指数の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではありません。
⑧ 以上の項目に限らず、JPXは当ファンドの設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

取引所における売買

上　場　日	：	2018年2月1日
上 場 市 場	：	東京証券取引所
売 買 単 位	：	10口単位
手　数　料	：	申込みの取扱会社が独自に定める金額

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

■投資方針

①当ファンドは、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、東証グロース市場250指数（以下「対象指数」といいます。）を原資産とする株価指数先物取引の買い建て、または対象指数に採用されている株式への投資、あるいは同株価指数先物取引の買い建てと対象指標に採用される株式への投資のいずれも行います。
②株価指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に投資することがあります。
③次に掲げる場合には、上記の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。
a. 対象指数の計算方法が変更された場合
b. 対象指数に採用されている銘柄の変更または資本異動等により、対象指数における個別銘柄の時価総額の修正が行われた場合
c. 追加信託ならびに一部解約の指図を行う場合
d. その他、連動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合
④市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

■投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には、制限を設けません。
投資信託証券への投資割合	信託財産の総額の5%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図	投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

■分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行いません。

※　将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日
原則として毎年7月8日を決算日とします。

○ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

・受益権が上場されます。
下記の金融商品取引所で売買することができます。
東京証券取引所
売買単位は10口単位です。
手数料は申込みの取扱会社が独自に定める金額とします。
取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

④　信託金限度額
・300億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（2）【ファンドの沿革】

2018年1月31日
・ファンドの信託契約締結、運用開始
2018年 2月 1日
・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場
2023年11月6日
・ファンド名称を「東証マザーズＥＴＦ」から「東証グロース２５０ＥＴＦ」に変更

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

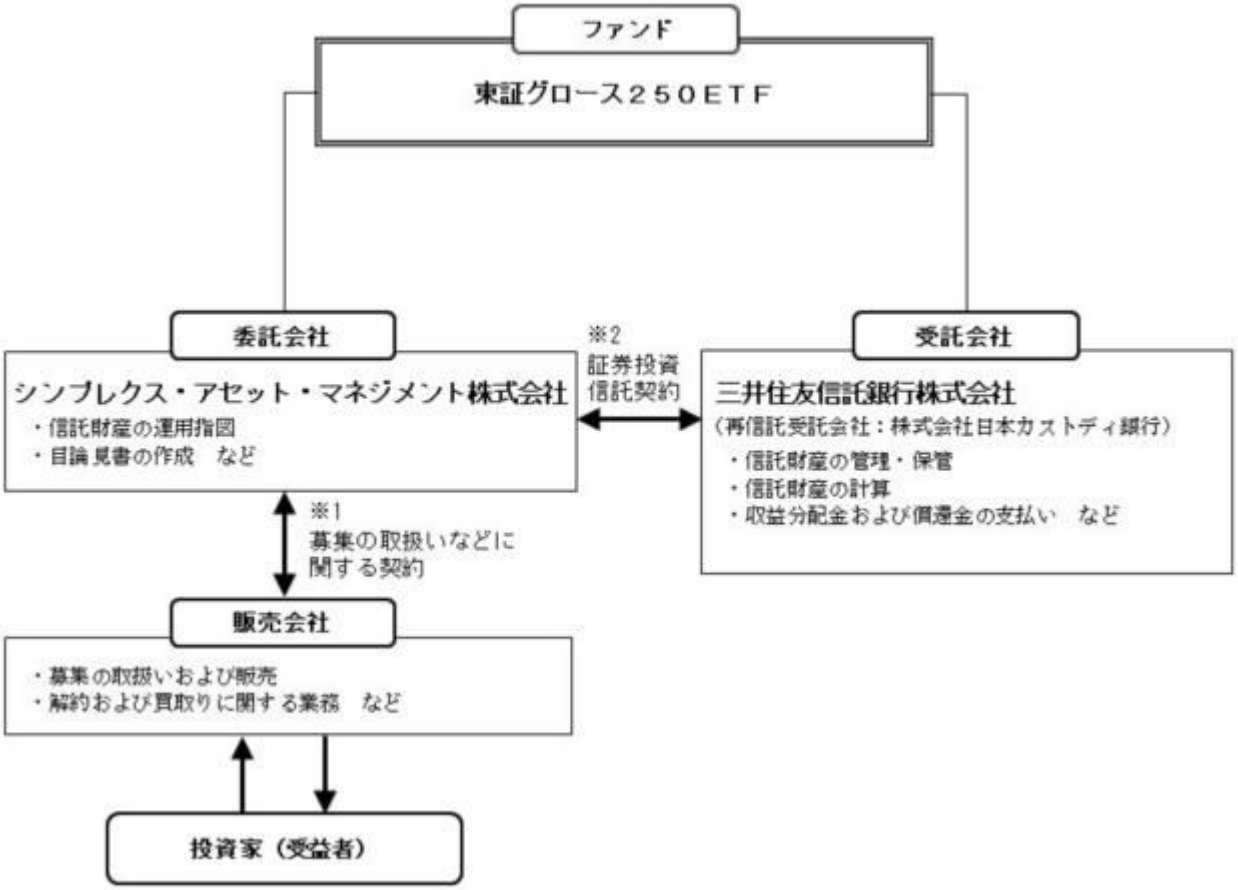

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う募集の取扱い、解約および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2026年7月末現在）

１）資本金
370百万円

２）沿革
1999年11月：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立
1999年12月：投資顧問業の登録　関東財務局長　第903号
2000年5月：投資一任契約に係る業務の認可　金融再生委員会　第27号
2001年4月：投資信託委託業認可　内閣総理大臣　第5号
2007年9月：金融商品取引業者登録　関東財務局長（金商）第341号

３）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
（株）シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内１丁目５番１号	7,400株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

① この信託は、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指して、東証グロース市場250指数（以下「対象指数」といいます。）を原資産とする株価指数先物取引の買い建て、または対象指数に採用されている株式への投資、あるいは同株価指数先物取引の買い建てと対象指標に採用される株式への投資のいずれも行います。
② 株価指数先物取引の買い建てを行う際、日本国債に投資することがあります。
③ 次に掲げる場合には、上記の方針に沿うよう、信託財産の構成を調整することがあります。
ａ．対象指数の計算方法が変更された場合
ｂ．対象指数に採用されている銘柄の変更または資本異動等により、対象指数における個別銘柄の時価総額の修正が行われた場合
ｃ．追加信託ならびに一部解約の指図を行う場合
ｄ．その他、連動性を維持するために委託会社が必要と認めた場合
④ ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第23条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権

② 有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１.株券または新株引受権証書
２.国債証券
３.地方債証券
４.特別の法律により法人の発行する債券
５.社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
６.特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
７.コマーシャル・ペーパー
８.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
９.外国または外国の者の発行する証券または証書で、１.から８.の証券または証書の性質を有するもの
10.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
11.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）で12に定めるもの以外のもの。
12.投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
13.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
14.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
15.預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）
16.外国法人が発行する譲渡性預金証書
17.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
18.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19.外国の者に対する権利で18.の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第9号および第15号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号の証券および第9号および第15号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲
前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
５．外国の者に対する権利で４．の権利の性質を有するもの

④ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（３）【運用体制】

◆当ファンドの運用体制

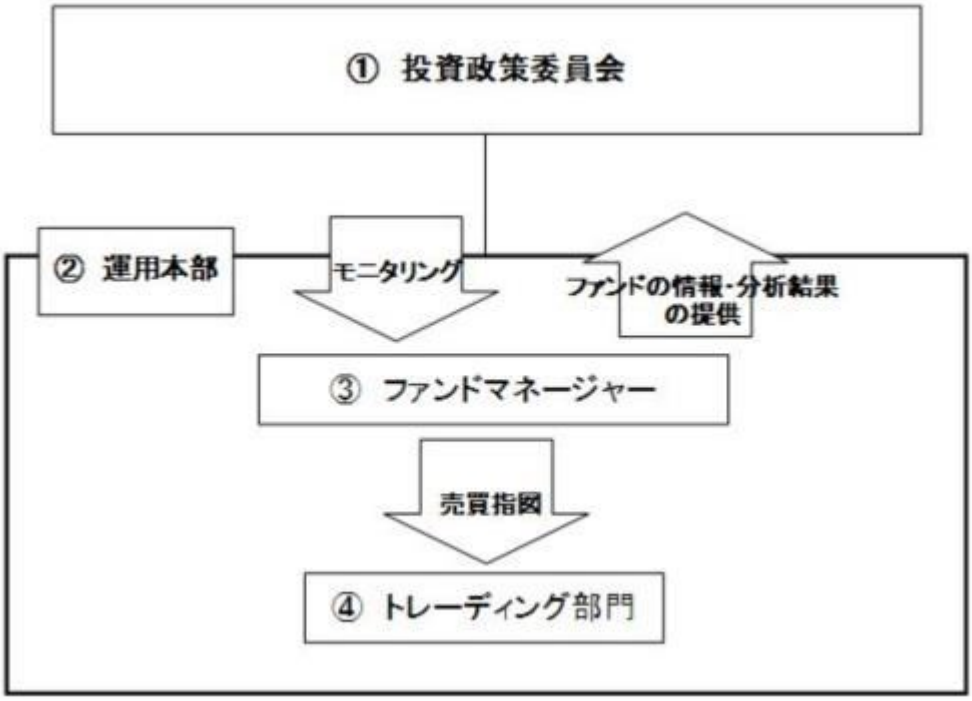

① 投資政策委員会
投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。
② 運用本部
①で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。
③ ファンド・マネージャー
運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
④ トレーディング部門
ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。（ファンド・マネージャーが自ら取引を執行することが望ましいと判断される場合には、ファンド・マネージャーがトレーディングを併せて担当します。）

- 投資政策委員会の構成員は、運用本部の主要スタッフ、リスク管理統括本部長、コンプライアンス本部長および管理本部長となっております。
- 運用本部は、20名、そのうち、トレーディング部門は、3名で構成されています。
- 社内規程を策定し、ファンド運用に関して遵守すべき基本的な事項を定めております。

＜委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等＞
当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

※上記は2026年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針
1）信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行いません。
2）信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。
3）毎計算期末に信託財産から生じたイ）に掲げる利益の合計額は、ロ）に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。
イ）有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、解約差益金
ロ）有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、解約差損金
② 収益分配金の支払い
原則として受託会社が、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を

締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

１）株式への投資割合には、制限を設けません。

２）投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

３）投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。

４）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

５）信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

６）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

７）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

８）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

９）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

10）投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的又は価格変動リスク、金利変動リスク若しくは為替変動リスクを回避する目的のため、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

11）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および上場投資信託証券を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ハ）上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

12）信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。当該売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

13）信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

14）信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。外国為替の売買の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

15）信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ）解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ）借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

ハ）解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当

該期間とします。
16）デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
17）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。ただし、対象指標は次に掲げる要件を満たすことから、対象指標を構成する有価証券等の発行体等のエクスポージャーを零とみなしてエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率を計算します。
イ）投資信託委託業者等以外の者によって算出されるものであること
ロ）指数及びその算出方法が公表されているものであること
ハ）有価証券指数にあっては、多数の銘柄の価格を総合的に表すものであること

② 法令による投資制限
同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドは、株式や公社債等、短期金融資産（以下「有価証券等」）を投資対象とし、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用するため、これらの価格変動の影響により基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。
当ファンドに投資される前に当ファンドの性質、複雑性および内在するリスクがご自身の投資経験や財務状況に照らして投資目的に合致しているかどうかご確認ください。
当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク
株式の価格は国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け変動します。株式の価格が大幅に下落した場合、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなります。
当ファンドにおいては、国内株式市場のなかで比較的時価総額の小さな銘柄の株式に投資します。これらの銘柄は、国内株式市場全体の平均に比べて結果としてより大きな変動となる可能性があります。国内株式市場全体の平均よりも大幅に下落し、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなる場合があります。
株価指数先物取引の価格は、株価指数の計算根拠となる対象企業の株価や、株式市場全般の値動きに影響を受けて変動します。国内外の株価指数の値動きや株式市場全般の値動きに影響を受けて変動することもあります。当ファンドにおいて買い建てた株価指数先物取引の価格が予想外に下落し、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなる場合があります。株価指数先物取引の原資産である株価指数の構成銘柄が国内株式市場のなかで比較的時価総額の小さな銘柄である場合や、いわゆる新興企業である場合は、株式市場全体の動きと比較して価格変動が大きな変動となる可能性があります。株価指数先物取引の原資産の株価指数が国内株式市場全体の平均よりも大幅に下落することで株価指数先物取引の価格も大幅に下落し、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなる場合があります。

② 流動性リスク
有価証券等を売却もしくは購入、又は株価指数先物取引を買い建てるもしくは解消しようとする際に、買い需要がないことによる売却不可能、売り供給がないことにより購入不可能となる、又は流動性等がなく株価指数先物取引が行えない可能性があります。また、市場等の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等及びデリバティブ取引の流通量などの状況、又は当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。
当ファンドにおいて投資する、国内株式市場のなかで比較的時価総額の小さな銘柄や新興企業の株式や、それらを構成銘柄とする株価指数を原資産とする株価指数先物取引は、国内株式市場全体のなかで取引量が小さく、流動性が低いため、売買が不可能となったり、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性が高くなります。この場合には基準価額がより大きく下落する要因となります。

③ 信用リスク
一般に、投資した企業の経営などに重大な危機が生じた場合、債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、基準価額が下落します。
また、当ファンドは、コール・ローンなどの短期金融資産で運用することがありますが、相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落します。

④ 為替変動リスク
外貨建資産については、一般に為替相場の影響により変動します。外貨建資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ 金利変動リスク
当ファンドでは、公社債やコール・ローン等を投資対象とします。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、損失が生じることがあります。

⑥ デリバティブ取引に関するリスク
当ファンドは、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。株価指数先物取引などのデリバティブ取引の価値は基となる原資産価値等に依存し、またそれらによって変動します。デリバティブ取引の価値は、種類によっては、基となる原資産の価値以上に変動することや、原資産とデリバティブ取引との間の相関性を欠いてしまう可能性もあります。また、流動性を欠く可能性、市場混乱時や取引相手の倒産等により当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対

売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスク等があります。これらデリバティブ取引に関するリスクによって、損失が生じることがあります。

⑦ レバレッジに関するリスク
当ファンドは、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。株価指数先物取引の買い建て総額は、純資産総額に対してほぼ同額となることがあります（レバレッジ比率）。
なお、株価指数先物取引の買い建て総額が純資産総額に対して上回る場合があります。ただし、その場合であっても、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により「リスク量」として算出した額は信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧ 有価証券の貸付等におけるリスク
有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び一部解約の受付を中止することがあります。

・対象指標と基準価額のかい離リスク
当ファンドは、東証グロース市場250指数を対象指標とし、基準価額の変動率を対象指標の変動率に一致させることを目指しますが、以下のような要因により、対象指標の変動率と完全に一致した運用成果をお約束するものではありません。また、対象指標と基準価額が一致することを保証することはできません。

a. 東証グロース市場250指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の流動性の低さなどから、対象指標と同じタイミングでポートフォリオの調整をすることができず、また調整に相当の期間を要してしまい、結果としてポートフォリオと対象指標の構成銘柄および構成比率が異なり、対象指標の変動率と一致しなくなる可能性があり、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
b. 東証グロース市場250指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があり、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
c. 株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用しますが、当該取引の値動きと対象指標との値動きが一致しないことにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
d. 株価指数先物取引には先物満期日（以下「限月」）があるため、当該先物取引を異なる限月の取引に乗り換えていくこと（「ロールオーバー」といいます。）となります。このとき、買い建てている先物を売却し、乗り換え対象となる限月の先物を買い建てることになりますが、限月が異なるため２つの先物取引には元来価格差があります。それにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
e. 信託報酬、売買委託手数料、その他の費用などをファンドが負担することにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
f. 組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生することにより、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。
g. 資金の流出入により基準価額の変動率とかい離が生ずる可能性があります。
h. 信託報酬、売買委託手数料、その他の費用等のコスト負担が、対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率とのかい離の要因になります。

・換金性等が制限される場合
通常と異なる状況において、設定または解約に制限を設けることがあります。
当ファンドは、株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の1.または2.に該当する場合には、委託会社は、前営業日の取得申込みの取消しを行うものとします。また、次の1.または2.に該当する場合には、委託会社は、前営業日の一部換金（解約）の実行の請求を取消すことができます。

１．株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日もしくは解約申込日の翌営業日の午後立会が行われないとき、もしくは停止されたとき。
２．取得申込日の翌営業日もしくは解約申込日の翌営業日の株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の午後立会終了時における株価指数先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの株価指数先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び換金（解約）請求の受付けを中止することがあります。

・分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。

・当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人資産運用業協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及びデリバティブ取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。

・当ファンドの受益権は、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当ファンドの運用に対する評価や当該取引所における需給関係によって形成されるため、対象指標や基準価額と一致した推移とならず、一般にかい離を生じます。また、当ファンドの受益権は当該取引所において活発な取引が行われるという保証はありません。したがって、当ファンド受益権の取引がまったく行われなかったり取引が行われたとしても制限的で当ファンドの受益権の当該取引所における取引価格に悪影響したり購入者が処分に窮する場合があります。また、同取引所においてどのような価格で取引がなされるのかを予想することはできません。さらに、指定参加者（当ファンドの募集の取り扱いを行う者で、当ファンドの販売会社。）は当ファンド受益権の当該取引所における円滑な流通の確保に努めることとなっ

ておりますが、継続的に呼び値を提示する義務を負うものではありませんので、市場での需給の状況によっては、当ファンドを希望する時にまたは希望する価格で売買することが困難となる場合又は売買すること自体が不可能となる場合があります。

・受益権は、委託会社と受託会社との協議により、一定日現在の受益権を均等に再分割もしくは併合されることがあります。

・受益権の総口数が30万口を下回った場合、信託期間中であっても償還されることがあります。

・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、対象指標が廃止された場合は、繰り上げ償還されます。

・適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37 条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

（２）リスク管理体制

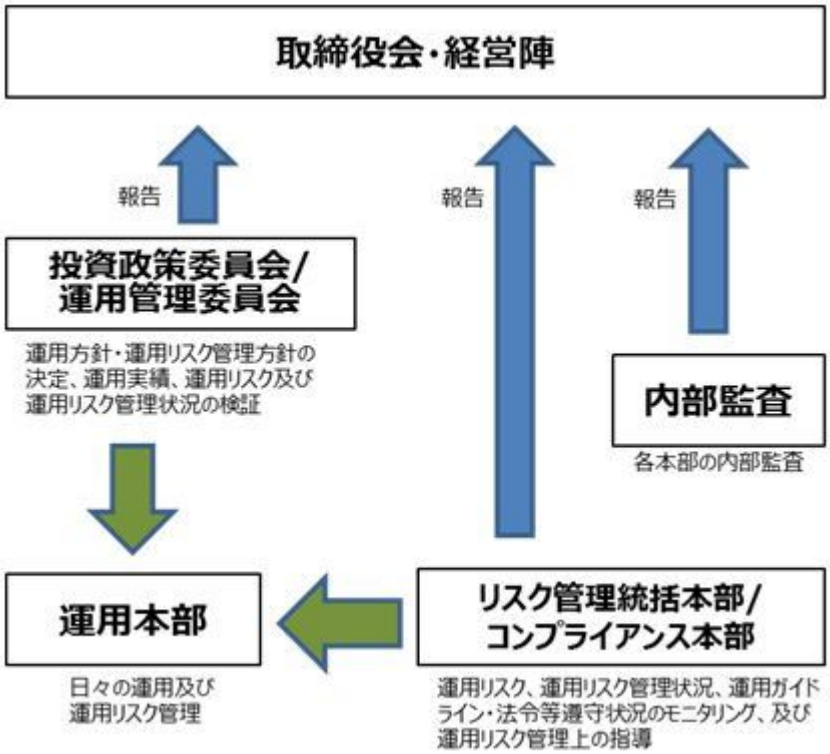

※上記は2026年7月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜流動性リスクの管理体制＞
・当社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

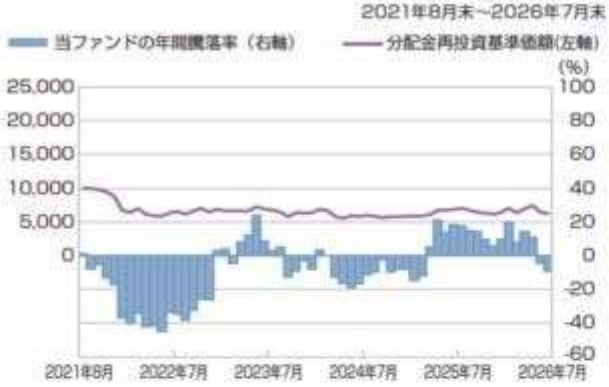

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年8月末を10,000として指数化しております。

*年間騰落率は、2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

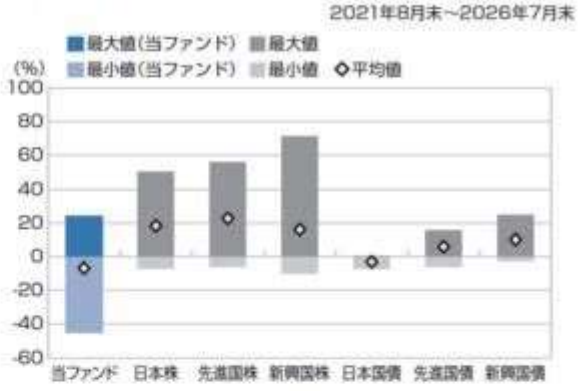

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	24.0	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値	△45.1	△7.1	△5.8	△9.7	△6.9	△6.1	△2.7
平均値	△6.8	18.3	22.7	16.2	△3.0	6.0	10.2

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

*決算日に対応した数値とは異なります。

*当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数
日本株・・・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
販売会社は、受益者が解約請求を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

② 信託財産留保額
解約申込日の翌営業日の基準価額に0.5%の率を乗じて得た額（１口当たり）を上限とし、ご換金時にご負担いただきます。（有価証券届出書提出日現在）
※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬
委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記１）により計算した額に、下記２）により計算した額を加算して得た額とします。

１） 信託財産の純資産総額に年10,000分の55.0（消費税込）以内の率を乗じて得た額

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
総額	0.55%（税抜0.5%）（有価証券届出書提出日現在）	
配分	委託会社	受託会社
	0.45%（税抜）	0.05%（税抜）

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

２） 株式の貸付を行った場合は、その品貸料の55.0%（消費税込）以内の額

総額	55.0%（税抜50.0%）	
配分	委託会社	受託会社
	45.0%（税抜）	5.0%（税抜）

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

② 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

① 当ファンドに関する組入有価証券および先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。
② 信託財産において一部解約代金の支払資金等に不足額が生じるときに資金の借入を行った場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし信託財産中から支払われます。
③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。
④ 上記③に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記１．から７．までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
１．この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
２．振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
３．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
４．目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
５．信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
６．運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
７．この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
８．格付の取得に要する費用
９．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）
10．受益権の上場に係る費用※
11．ファンドにおいて、約款に定める基本方針に沿う運用を行うために必要な対象指数の指数値、構

成銘柄、構成比率などの情報の入手に要する費用

※ファンドの上場に係る費用

・新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。

・毎年末の純資産総額に対して、0.00825%（税抜0.0075%）およびTDnet利用料。

⑤ 委託会社は、上記③および④に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を定期的に見直すことができます。

⑥ 上記⑤に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託会社は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すことができるものとします。

⑦ 上記⑥の場合において、上記③および④に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（上記⑤に規定する見積率の上限は、年10,000分の20とします。）を乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日計上され、委託会社が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

＊売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。
公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

① 個人受益者の場合

１）受益権の売却時の課税
売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

２）収益分配金の受取り時の課税
収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

３）解約金および償還金に対する課税
解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

※確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。
NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）受益権の売却時の課税
受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

２）収益分配金の受取り時の課税
収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われ、他の法人所得と合算して課税されます。

３）解約金および償還金に対する課税
受益権の解約価額および償還価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

４）益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は2026年7月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2025年7月9日~2026年7月8日

総経費率(貸株込)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.83%	0.56%	0.17%

(注)対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料等を除く)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した比率(年率)です。
(注)上記総経費率は貸株収益に関連する費用を含みます。これを除外した場合の総経費率は0.73% (①+②)となります。

5【運用状況】

【東証グロース２５０ＥＴＦ】

以下の運用状況は2026年 7月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	6,220,205,600	69.52
国債証券	日本	1,394,383,200	15.59
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	1,332,286,137	14.89
合計(純資産総額)		8,946,874,937	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	2,726,703,000	30.48

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
日本	国債証券	第１３５１回国庫短期証券	―	1,400,000,000	99.54	1,393,604,800	99.59	1,394,383,200	―	2026/12/21	15.59
日本	株式	ジーエヌアイグループ	医薬品	98,600	2,604.97	256,850,042	2,475.00	244,035,000	―	―	2.73
日本	株式	トライアルホールディングス	小売業	73,500	3,010.16	221,247,171	3,130.00	230,055,000	―	―	2.57
日本	株式	GO	情報・通信業	81,400	2,988.87	243,294,709	2,815.00	229,141,000	―	―	2.56
日本	株式	パワーエックス	電気機器	126,100	1,833.79	231,241,785	1,577.00	198,859,700	―	―	2.22
日本	株式	MTG	その他製品	24,100	8,100.00	195,210,000	7,610.00	183,401,000	―	―	2.05
日本	株式	タイミー	サービス業	120,800	1,561.43	188,621,061	1,466.00	177,092,800	―	―	1.98
日本	株式	アストロスケールホールディングス	サービス業	153,000	1,072.92	164,156,839	1,012.00	154,836,000	―	―	1.73
日本	株式	オンコリスバイオファーマ	医薬品	52,700	2,483.70	130,891,083	2,665.00	140,445,500	―	―	1.57
日本	株式	フリー	情報・通信業	53,800	2,252.64	121,192,441	2,599.00	139,826,200	―	―	1.56

日本	株式	QDレーザ	電気機器	79,700	2,621.00	208,893,700	1,537.00	122,498,900	—	—	1.37
日本	株式	Ｓｙｎｓｐｅｃｔｉｖｅ	情報・通信業	106,300	1,166.98	124,050,262	1,148.00	122,032,400	—	—	1.36
日本	株式	ＢｕｙＳｅｌｌ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	卸売業	37,100	3,563.67	132,212,493	2,972.00	110,261,200	—	—	1.23
日本	株式	サンバイオ	医薬品	109,200	949.97	103,736,949	919.00	100,354,800	—	—	1.12
日本	株式	ＧＥＮＤＡ	サービス業	149,200	570.05	85,051,956	602.00	89,818,400	—	—	1.00
日本	株式	ＬＡホールディングス	不動産業	29,800	2,965.00	88,357,000	2,740.00	81,652,000	—	—	0.91
日本	株式	エクサウィザーズ	情報・通信業	104,800	856.88	89,801,453	777.00	81,429,600	—	—	0.91
日本	株式	カバー	情報・通信業	52,500	1,617.70	84,929,280	1,460.00	76,650,000	—	—	0.86
日本	株式	ＱＰＳホールディングス	情報・通信業	48,500	1,797.00	87,154,500	1,537.00	74,544,500	—	—	0.83
日本	株式	スリー・ディー・マトリックス	精密機器	217,400	359.96	78,255,663	329.00	71,524,600	—	—	0.80
日本	株式	ｉｓｐａｃｅ	サービス業	162,800	427.96	69,672,218	405.00	65,934,000	—	—	0.74
日本	株式	ＧＡ ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	不動産業	45,100	1,402.01	63,231,048	1,450.00	65,395,000	—	—	0.73
日本	株式	インテグラル	証券、商品先物取引業	21,000	2,852.51	59,902,864	2,931.00	61,551,000	—	—	0.69
日本	株式	HUMAN MADE	小売業	45,800	1,651.27	75,628,572	1,321.00	60,501,800	—	—	0.68
日本	株式	Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス	情報・通信業	36,300	1,517.00	55,067,100	1,530.00	55,539,000	—	—	0.62
日本	株式	ノースサンド	サービス業	34,500	1,311.76	45,255,785	1,573.00	54,268,500	—	—	0.61
日本	株式	クオリプス	医薬品	11,600	4,560.00	52,896,000	4,485.00	52,026,000	—	—	0.58
日本	株式	Ｔｅｒｒａ Ｄｒｏｎｅ	精密機器	4,900	8,750.00	42,875,000	10,540.00	51,646,000	—	—	0.58
日本	株式	Ａｉロボティクス	化学	58,500	794.14	46,457,599	862.00	50,427,000	—	—	0.56
日本	株式	ＴＫＰ	不動産業	25,600	1,743.68	44,638,304	1,917.00	49,075,200	—	—	0.55

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	0.56
		食料品	0.48
		繊維製品	0.40
		化学	0.86
		医薬品	9.34
		金属製品	0.68
		機械	0.93
		電気機器	4.04
		輸送用機器	0.88
		精密機器	2.50
		その他製品	2.53

		電気・ガス業	0.35
		空運業	0.27
		情報・通信業	22.18
		卸売業	1.57
		小売業	4.61
		証券、商品先物取引業	1.06
		保険業	0.29
		その他金融業	0.20
		不動産業	2.96
		サービス業	12.81
国債証券	—	—	15.59
合計			85.11

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（円）	評価額（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	大阪取引所	東証グロース市場２５０株価指数先物	買建	3,969	日本円	2,825,928,000	2,726,703,000	30.48

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1計算期間末 (2018年 7月 8日)	2,881	2,881	779	779	776
第2計算期間末 (2019年 7月 8日)	2,242	2,242	701	701	696
第3計算期間末 (2020年 7月 8日)	1,320	1,320	777	777	771
第4計算期間末 (2021年 7月 8日)	3,713	3,713	895	895	890
第5計算期間末 (2022年 7月 8日)	18,814	18,814	528	528	524.6
第6計算期間末 (2023年 7月 8日)	16,791	16,791	613	613	610.1
第7計算期間末 (2024年 7月 8日)	21,072	21,072	516	516	512.3
第8計算期間末 (2025年 7月 8日)	16,734	16,734	578	578	576.6
第9計算期間末 (2026年 7月 8日)	9,491	9,491	567	567	562
2025年 7月末日	16,511	—	600	—	596.2
8月末日	16,629	—	615	—	612.8
9月末日	15,358	—	589	—	585
10月末日	13,841	—	565	—	564.6
11月末日	13,550	—	553	—	548.2
12月末日	12,075	—	535	—	528.8
2026年 1月末日	11,650	—	561	—	555.3
2月末日	12,018	—	616	—	607.3

3月末日	9,622	—	555	—	552.3
4月末日	10,190	—	609	—	607.3
5月末日	10,547	—	651	—	648.1
6月末日	9,406	—	563	—	561.5
7月末日	8,946	—	547	—	547.6

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2018年 1月31日～2018年 7月 8日	0.0000
第2期	2018年 7月 9日～2019年 7月 8日	0.0000
第3期	2019年 7月 9日～2020年 7月 8日	0.0000
第4期	2020年 7月 9日～2021年 7月 8日	0.0000
第5期	2021年 7月 9日～2022年 7月 8日	0.0000
第6期	2022年 7月 9日～2023年 7月 8日	0.0000
第7期	2023年 7月 9日～2024年 7月 8日	0.0000
第8期	2024年 7月 9日～2025年 7月 8日	0.0000
第9期	2025年 7月 9日～2026年 7月 8日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2018年 1月31日～2018年 7月 8日	△22.10
第2期	2018年 7月 9日～2019年 7月 8日	△10.01
第3期	2019年 7月 9日～2020年 7月 8日	10.84
第4期	2020年 7月 9日～2021年 7月 8日	15.19
第5期	2021年 7月 9日～2022年 7月 8日	△41.01
第6期	2022年 7月 9日～2023年 7月 8日	16.10
第7期	2023年 7月 9日～2024年 7月 8日	△15.82
第8期	2024年 7月 9日～2025年 7月 8日	12.02
第9期	2025年 7月 9日～2026年 7月 8日	△1.90

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（4）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2018年 1月31日～2018年 7月 8日	3,800,000	100,000
第2期	2018年 7月 9日～2019年 7月 8日	1,700,000	2,200,000
第3期	2019年 7月 9日～2020年 7月 8日	1,600,000	3,100,000
第4期	2020年 7月 9日～2021年 7月 8日	10,760,000	8,310,000
第5期	2021年 7月 9日～2022年 7月 8日	41,520,000	10,060,000
第6期	2022年 7月 9日～2023年 7月 8日	7,430,000	15,630,000
第7期	2023年 7月 9日～2024年 7月 8日	18,050,000	4,600,000
第8期	2024年 7月 9日～2025年 7月 8日	4,330,000	16,230,000

第9期	2025年 7月 9日～2026年 7月 8日	2,920,000	15,130,000

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

≪参考情報≫

運用実績

(2026年7月31日現在)

＜基準価額・純資産の推移＞

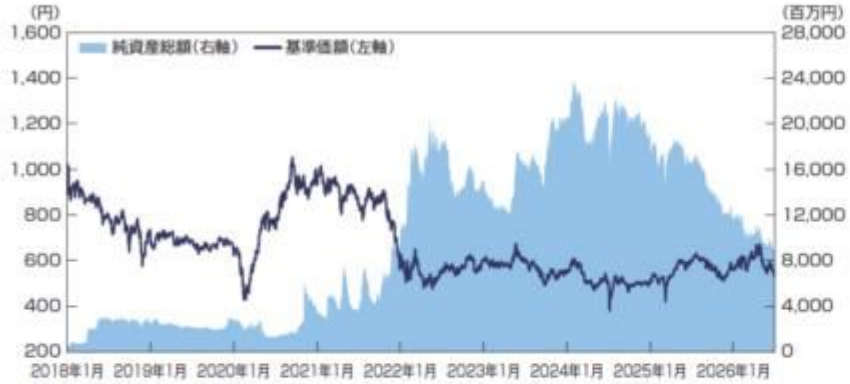

基準価額	547円
純資産総額	89.47億円

＜分配の推移＞

決算期	分配金
2022年7月	0円
2023年7月	0円
2024年7月	0円
2025年7月	0円
2026年7月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1口当たり、税引前の金額です。

＜主要な資産の状況＞

■資産の配分

組入資産	比率
株式	69.5%
債券	15.6%
現金その他	14.9%

■株価指数先物取引の状況

取引内容		比率
東証グロース250先物 2026年9月限	買建	30.5%

■対象指標構成銘柄の組入比率(上位10銘柄)

	銘柄	業種	比率
1	ジーエヌアイグループ	医薬品	2.7%
2	トライアルホールディングス	小売業	2.6%
3	GO	情報・通信業	2.6%
4	パワーエックス	電気機器	2.2%
5	MTG	その他製品	2.0%
6	タイミー	サービス業	2.0%
7	アストロスケールホールディングス	サービス業	1.7%
8	オンコリスバイオファーマ	医薬品	1.6%
9	フリー	情報・通信業	1.6%
10	QDレーザ	電気機器	1.4%

銘柄	償還日	比率
第1351回国庫短期証券	2026/12/21	15.6%

■組入上位5業種

	業種	比率
1	情報・通信業	22.2%
2	サービス業	12.8%
3	医薬品	9.3%
4	小売業	4.6%
5	電気機器	4.0%

＜年間収益率の推移＞ (暦年ベース)



・ファンドの年間収益率は、基準価額で計算しています。
・2017年は、対象インデックス(東証マザーズ指数)の年間騰落率です。
あくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
・2018年は設定日(1月31日)から年末までの騰落率、2026年は年初来から7月末までの騰落率を表示しています。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法
・販売会社は、分割される受益権を、取得申込日の午後5時までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（2万口）以上かつ委託会社が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後5時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。
・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

（2）申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（3）取扱時間
原則として、午後5時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（4）上記（1）の規定にかかわらず、委託会社は、下記のａ．～ｄ．の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。
ａ．ファンドの計算期間終了日（決算日）の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内）
ｂ．ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
ｃ．受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効力発生日の3営業日前から前営業日まで
ｄ．上記ａ．～ｃ．のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
ｅ．なお、上記ａ．～ｄ．に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。

（5）株価指数先物取引のうち、主として取引を行うものについて、次の1.～2.に該当する場合には、原則として、委託会社は、前営業日の取得申込の取り消しを行うものとします。
1．株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の取得申込日の翌営業日の午後立会が行われないとき、もしくは停止されたとき
2．取得申込日の翌営業日の株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の午後立会終了時における株価指数先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの株価指数先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

（6）申込金額
取得申込日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位
2万口以上で販売会社が定める単位
※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http：//www.simplexasset.com/
電 話 番 号：03-6843-1413
（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（8）申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した購入申込が可能です。

（9）受付の中止および取消
委託会社は、金融商品取引所等※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。
※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（1）受益権の解約
受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、一部解約の実行の請求日（以下「解約申込日」といいます。）の午後5時までに、最低口数（2万口）以上かつ委託会社が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

（2）解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。

（3）取扱時間
原則として、午後5時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（4）上記（1）の規定にかかわらず、委託会社は、下記のａ．～ｄ．の期日および期間における受益権の一部解約請求については、原則として、当該一部解約請求の受付けを停止します。
ａ．ファンドの計算期間終了日（決算日）の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休業日の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して5営業日以内）
ｂ．ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間
ｃ．受益権の分割もしくは併合が行われる場合、その効力発生日の3営業日前から前営業日まで
ｄ．上記ａ．～ｃ．のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
ｅ．なお、上記ａ．～ｄ．に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求を受け付ける場合があります。

（5）株価指数先物取引のうち、主として取引を行うものについて、次の1.～2.に該当する場合には、原則として、委託会社は、前営業日の一部解約請求の取り消しを行うものとします。
1．株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の解約申込日の翌営業日の午後立会が行われないとき、もしくは停止されたとき
2．解約申込日の翌営業日の株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の午後立会終了時における株価指数先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの株価指数先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

（6）解約制限
委託会社が別に定める換金請求上限口数を超えた口数については、換金を受付けません。

（7）解約価額
解約申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%（有価証券届出書提出日現在）の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http：//www.simplexasset.com/
電 話 番 号：03-6843-1413
（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（8）手取額
１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（9）解約単位
2万口以上かつ委託会社が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(10) 解約代金の支払い
原則として、解約申込日から起算して5営業日目からお支払いします。
※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した換金請求が可能です。その場合のお支払いは、清算制度に準じます。

(11) 受付の中止および取消
・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 基準価額の算出
・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

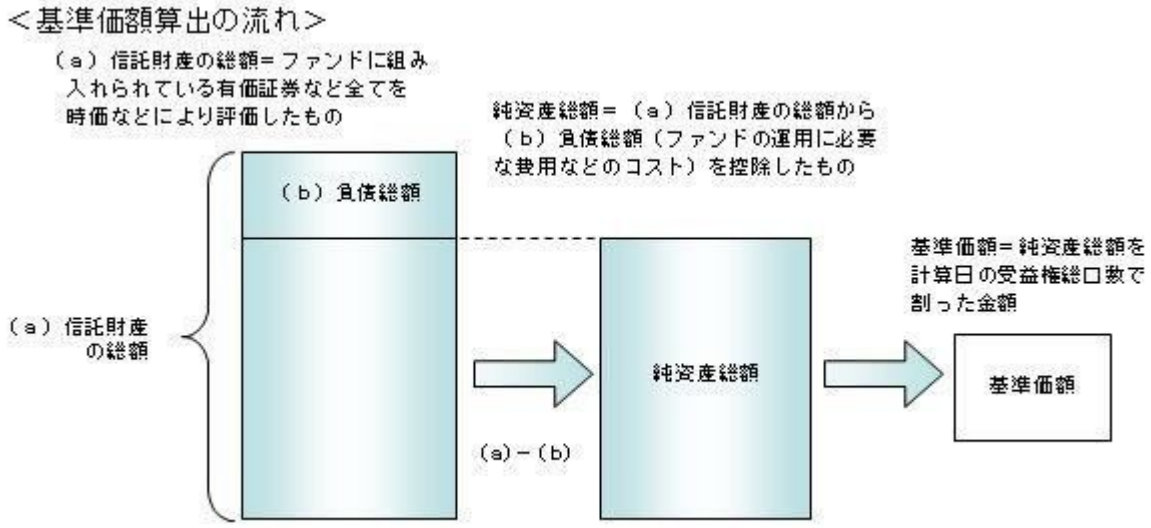

② 有価証券などの評価基準

・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇国内公社債

原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。

・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）

・価格情報会社の提供する価額

※残存期間１年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

◇有価証券先物取引等（国内）

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の発表する清算値段または最終相場で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http://www.simplexasset.com/
電 話 番 号：03-6843-1413
（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2018年1月31日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として毎年7月9日から翌年7月8日までとします。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）2020年7月8日以降、受益者の解約により受益権の総口数が30万口を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合
ロ）対象指数が廃止された場合、公示性または市場性が失われたとき、継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合
ハ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
ニ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
ホ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
ヘ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

なお、上記イ）またはロ）の場合は、受託会社と合意のうえ、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。

4）繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

1）原則として受託会社または取扱会社が、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日から行うものとし、受益者（信託終了日現在において、氏名もしくは名称および住所が受託者に登録されている受益者とします。）は、受託会社から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託会社から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。

2）償還金として受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（純資産総額を受益権総口数で除した額）に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この信託の終了時における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。

③ 信託約款の変更など

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

3）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。

5）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

6）当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜書面決議の主な流れ＞

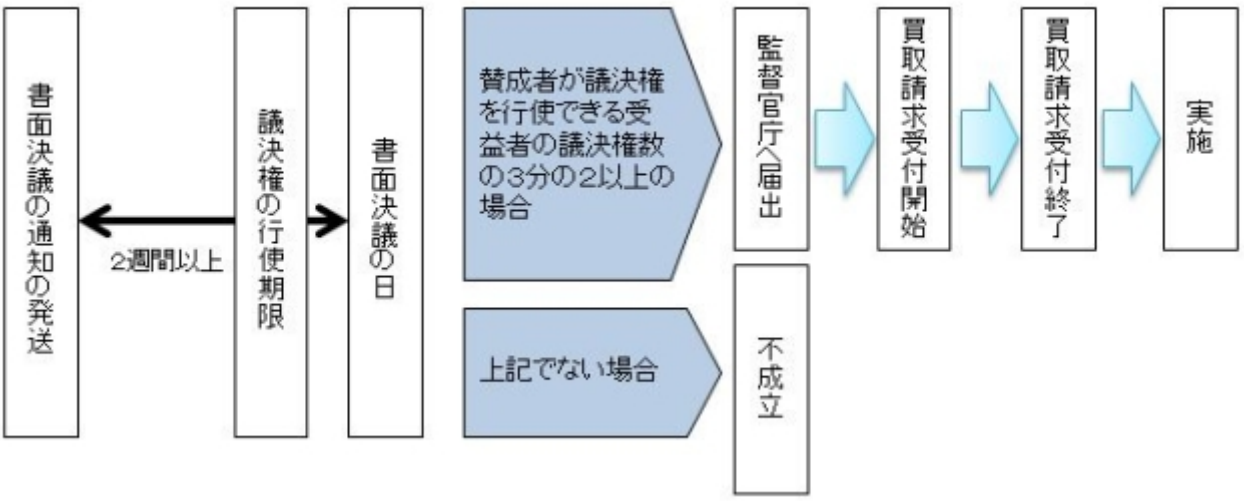

⑤ 公告

公告は電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。
ホームページ アドレス　http://www.simplexasset.com/
※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行いません。

⑦ 関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金受領権

・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行います。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行うことができます。

・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から５年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金受領権

・信託期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの償還金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（2025年 7月 9日から2026年 7月 8日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【東証グロース２５０ＥＴＦ】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 (2025年 7月 8日現在)	第9期 (2026年 7月 8日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,543,724,203	6,529,733,249
株式	12,211,241,100	6,432,124,500
国債証券	-	1,393,604,800
派生商品評価勘定	7,652,360	99,960
未収入金	70,768	-
未収配当金	3,384,076	3,311,630
未収利息	169,059	171,184
前払金	225,216,420	126,076,680
その他未収収益	37,914,329	29,531,544
差入委託証拠金	329,322,112	263,319,604
流動資産合計	26,358,694,427	14,777,973,151
資産合計	26,358,694,427	14,777,973,151
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	146,502,780	212,056,640
未払受託者報酬	20,755,525	13,871,432
未払委託者報酬	107,123,045	84,341,224
未払利息	5,407,111	4,413,130
受入担保金	9,328,759,965	4,961,314,890
その他未払費用	16,073,190	10,911,826
流動負債合計	9,624,621,616	5,286,909,142
負債合計	9,624,621,616	5,286,909,142
純資産の部		
元本等		
元本	28,960,000,000	16,750,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,225,927,189	△7,258,935,991
（分配準備積立金）	△151,477,122	△62,070,373
元本等合計	16,734,072,811	9,491,064,009
純資産合計	16,734,072,811	9,491,064,009
負債純資産合計	26,358,694,427	14,777,973,151

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第8期 (自　2024年 7月 9日 至　2025年 7月 8日)	第9期 (自　2025年 7月 9日 至　2026年 7月 8日)
営業収益		
受取配当金	18,123,705	20,048,059
受取利息	50,442,410	55,283,555
有価証券売買等損益	1,388,417,611	△183,258,751
派生商品取引等損益	576,654,100	△77,726,800
その他収益	377,034,654	286,331,305
営業収益合計	2,410,672,480	100,677,368
営業費用		
支払利息	36,612,632	40,905,136
受託者報酬	46,267,246	32,000,287
委託者報酬	237,758,080	177,361,725
その他費用	26,859,665	21,989,022
営業費用合計	347,497,623	272,256,170
営業利益又は営業損失（△）	2,063,174,857	△171,578,802
経常利益又は経常損失（△）	2,063,174,857	△171,578,802
当期純利益又は当期純損失（△）	2,063,174,857	△171,578,802
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△19,787,972,046	△12,225,927,189
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,709,190,000	6,351,750,000
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,709,190,000	6,351,750,000
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,210,320,000	1,213,180,000
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,210,320,000	1,213,180,000
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,225,927,189	△7,258,935,991

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 国債証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第8期(2025年 7月 8日現在)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第9期(2026年 7月 8日現在)

同上

（貸借対照表に関する注記）

区分	第8期 (2025年 7月 8日現在)		第9期 (2026年 7月 8日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額				
	期首元本額	40,860,000,000円	期首元本額	28,960,000,000円
	期中追加設定元本額	4,330,000,000円	期中追加設定元本額	2,920,000,000円
	期中解約元本額	16,230,000,000円	期中解約元本額	15,130,000,000円
2. 受益権の総数		28,960,000口		16,750,000口
3. 有価証券貸借取引				
	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次の通りであります。	株式 9,147,783,600円	有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券は次の通りであります。	株式 4,512,239,200円
4. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額	12,225,927,189円	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額	7,258,935,991円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第8期 (自 2024年 7月 9日 至 2025年 7月 8日)	第9期 (自 2025年 7月 9日 至 2026年 7月 8日)
1.分配金の計算過程		
A 当ファンドの配当等収益額	408,988,137円	320,757,783円
B 分配準備積立金	△249,580,268円	△151,477,122円
C 配当等収益額合計（A+B）	159,407,869円	169,280,661円
D 経費	310,884,991円	231,351,034円

E 収益分配可能額（C-D）	-円	-円
F 収益分配金額	-円	-円
G 次期繰越金(分配準備積立金)（E-F）	△151,477,122円	△62,070,373円
H 口数	28,960,000口	16,750,000口
I 分配金額(1口当たり)	-円	-円
2.その他収益	主に株式の貸付けに係る品貸料であります。	同左

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第8期 (自 2024年 7月 9日 至 2025年 7月 8日)	第9期 (自 2025年 7月 9日 至 2026年 7月 8日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、株式および株価指数先物取引を主要投資対象としております。 これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、株式、公社債および株価指数先物取引を主要投資対象としております。 これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第8期 (2025年 7月 8日現在)	第9期 (2026年 7月 8日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第8期 (2025年 7月 8日現在)	第9期 (2026年 7月 8日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	1,106,354,915	△132,675,062
国債証券	―	5,055,400
合計	1,106,354,915	△127,619,662

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

第8期（2025年 7月 8日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	4,660,727,420	－	4,521,877,000	△138,850,420
合計		4,660,727,420	－	4,521,877,000	△138,850,420

第9期（2026年 7月 8日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建	3,269,284,680	－	3,057,328,000	△211,956,680
合計		3,269,284,680	－	3,057,328,000	△211,956,680

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2.株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3.契約額等には手数料相当額を含んでおります。

4.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

第8期 (2025年 7月 8日現在)	第9期 (2026年 7月 8日現在)
1口当たりの純資産額　578円	1口当たりの純資産額　567円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(イ)株式

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
エムビーエス	5,600	1,290.00	7,224,000	貸付有価証券 1,400株
Ｌｉｂ　Ｗｏｒｋ	20,100	645.00	12,964,500	貸付有価証券 14,500株
グリーンエナジー＆カンパニー	6,700	1,413.00	9,467,100	貸付有価証券 6,000株
トヨコー	11,400	2,024.00	23,073,600	貸付有価証券 10,600株
フルッタフルッタ	200,400	100.00	20,040,000	貸付有価証券 188,000株
ジェイフロンティア	2,800	1,690.00	4,732,000	貸付有価証券 2,500株
ベースフード	28,500	282.00	8,037,000	貸付有価証券 27,200株
サンクゼール	7,700	1,676.00	12,905,200	貸付有価証券 4,200株
ＴＥＮＴＩＡＬ	24,100	1,429.00	34,438,900	貸付有価証券 24,000株
クラシコ	600	1,001.00	600,600	貸付有価証券 200株

Ａｉロボティクス	60,800	794.00	48,275,200	貸付有価証券 55,900株
リプロセル	187,500	124.00	23,250,000	貸付有価証券 177,100株
ビタブリッドジャパン	3,500	991.00	3,468,500	貸付有価証券 1,000株
Ｃｈｏｒｄｉａ　Ｔｈｅｒａｐｅｕｔｉｃｓ	64,300	78.00	5,015,400	貸付有価証券 17,000株
ジーエヌアイグループ	104,600	2,605.00	272,483,000	貸付有価証券 97,900株
Ｈｅａｒｔｓｅｅｄ	21,400	1,557.00	33,319,800	貸付有価証券 20,100株
アンジェス	664,200	50.00	33,210,000	貸付有価証券 638,200株
ＮＡＮＯホールディングス	153,000	103.00	15,759,000	貸付有価証券 135,900株
キャンバス	39,000	670.00	26,130,000	貸付有価証券 36,200株
ラクオリア創薬	35,600	468.00	16,660,800	貸付有価証券 33,600株
カイオム・バイオサイエンス	143,000	74.00	10,582,000	貸付有価証券 126,200株
キッズウェル・バイオ	62,000	143.00	8,866,000	貸付有価証券 57,500株
オンコリスバイオファーマ	51,900	2,484.00	128,919,600	貸付有価証券 51,100株
サンバイオ	113,800	950.00	108,110,000	貸付有価証券 99,100株
ヘリオス	120,500	238.00	28,679,000	貸付有価証券 113,700株
ブライトパス・バイオ	185,900	48.00	8,923,200	貸付有価証券 182,600株
ソレイジア・ファーマ	483,800	24.00	11,611,200	貸付有価証券 450,800株
ステムリム	58,700	301.00	17,668,700	貸付有価証券 55,100株
ステラファーマ	35,400	301.00	10,655,400	貸付有価証券 33,400株
レナサイエンス	11,900	1,418.00	16,874,200	貸付有価証券 3,200株
坪田ラボ	13,400	250.00	3,350,000	貸付有価証券 3,600株
クオリプス	12,100	4,560.00	55,176,000	貸付有価証券 3,200株
イノバセル	46,900	531.00	24,903,900	貸付有価証券 42,100株
ジェイファーマ	18,700	279.00	5,217,300	貸付有価証券 17,100株
技術承継機構	3,700	16,390.00	60,643,000	貸付有価証券 1,000株
セイワホールディングス	11,900	1,585.00	18,861,500	貸付有価証券 3,200株

ＪＲＣ	13,700	1,351.00	18,508,700	貸付有価証券 12,800株
ＡＣＳＬ	25,900	1,751.00	45,350,900	貸付有価証券 23,300株
エヌ・ピー・シー	36,700	686.00	25,176,200	貸付有価証券 9,600株
パワーエックス	131,300	1,834.00	240,804,200	貸付有価証券 130,600株
オキサイド	14,500	4,070.00	59,015,000	貸付有価証券 12,800株
ＱＤレーザ	83,100	2,621.00	217,805,100	貸付有価証券 82,600株
アクセルスペースホールディングス	76,300	506.00	38,607,800	貸付有価証券 20,200株
セレンディップ・ホールディングス	11,900	2,037.00	24,240,300	貸付有価証券 6,100株
ＡｅｒｏＥｄｇｅ	15,500	1,671.00	25,900,500	貸付有価証券 4,000株
Ｌｉｂｅｒａｗａｒｅ	22,500	1,080.00	24,300,000	貸付有価証券 19,600株
Ｔｅｒｒａ　Ｄｒｏｎｅ	5,100	8,750.00	44,625,000	貸付有価証券 4,700株
ジャパン・ティッシュエンジニアリング	25,400	632.00	16,052,800	貸付有価証券 23,200株
セルシード	77,400	214.00	16,563,600	貸付有価証券 70,200株
スリー・ディー・マトリックス	226,400	360.00	81,504,000	貸付有価証券 198,700株
ＣＹＢＥＲＤＹＮＥ	214,600	218.00	46,782,800	貸付有価証券 213,900株
コラントッテ	4,700	1,449.00	6,810,300	貸付有価証券 3,200株
ブシロード	100,200	322.00	32,264,400	貸付有価証券 74,400株
ＭＴＧ	25,100	8,100.00	203,310,000	貸付有価証券 22,800株
デジタルグリッド	42,700	756.00	32,281,200	貸付有価証券 11,200株
スカイマーク	62,800	431.00	27,066,800	貸付有価証券 32,700株
ＶＲＡＩＮ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎ	5,300	4,115.00	21,809,500	貸付有価証券 4,400株
ソラコム	19,000	1,060.00	20,140,000	貸付有価証券 17,800株
カウリス	2,700	1,315.00	3,550,500	貸付有価証券 900株
情報戦略テクノロジー	4,500	884.00	3,978,000	貸付有価証券 1,200株
ソフトフロントホールディングス	37,900	137.00	5,192,300	貸付有価証券 36,600株
Ｓｙｎｓｐｅｃｔｉｖｅ	119,100	1,167.00	138,989,700	貸付有価証券 32,600株

ミーク	8,400	1,034.00	8,685,600	貸付有価証券 7,600株
ダイナミックマッププラットフォーム	12,300	831.00	10,221,300	貸付有価証券 3,500株
ＺｅｎｍｕＴｅｃｈ	2,800	2,121.00	5,938,800	貸付有価証券 800株
ＦＦＲＩセキュリティ	8,500	5,110.00	43,435,000	貸付有価証券 6,000株
GMOプロダクトプラットフォーム	1,400	1,427.00	1,997,800	貸付有価証券 400株
日本ファルコム	5,400	2,651.00	14,315,400	貸付有価証券 1,400株
アドバンスト・メディア	24,900	1,135.00	28,261,500	貸付有価証券 13,600株
環境フレンドリーホールディングス	269,300	49.00	13,195,700	貸付有価証券 242,700株
ドリコム	24,400	410.00	10,004,000	貸付有価証券 22,900株
クラウドワークス	19,800	596.00	11,800,800	貸付有価証券 16,200株
データセクション	23,300	2,734.00	63,702,200	貸付有価証券 20,900株
Ａｉｍｉｎｇ	58,300	196.00	11,426,800	貸付有価証券 45,800株
ＪＩＧ－ＳＡＷ	7,700	2,406.00	18,526,200	貸付有価証券 7,100株
うるる	14,400	401.00	5,774,400	貸付有価証券 4,600株
シェアリングテクノロジー	38,100	1,395.00	53,149,500	貸付有価証券 30,600株
ウォンテッドリー	3,000	936.00	2,808,000	貸付有価証券 800株
ヘッドウォータース	4,900	2,032.00	9,956,800	貸付有価証券 1,200株
勤次郎	10,800	700.00	7,560,000	貸付有価証券 10,000株
ペイクラウドホールディングス	16,700	511.00	8,533,700	貸付有価証券 15,600株
スタメン	8,200	627.00	5,141,400	貸付有価証券 2,200株
日本情報クリエイト	7,500	573.00	4,297,500	貸付有価証券 6,700株
ティアンドエスグループ	7,200	1,624.00	11,692,800	貸付有価証券 4,000株
ニューラルグループ	8,900	215.00	1,913,500	貸付有価証券 2,400株
トヨクモ	5,700	2,115.00	12,055,500	貸付有価証券 2,600株
オーバーラップホールディングス	18,800	923.00	17,352,400	貸付有価証券 16,400株
プレイド	30,100	530.00	15,953,000	貸付有価証券 23,100株

ヤプリ	12,200	776.00	9,467,200	貸付有価証券 3,200株
ＥＮＥＣＨＡＮＧＥ	35,700	202.00	7,211,400	貸付有価証券 33,600株
ｃｏｌｙ	2,300	2,493.00	5,733,900	貸付有価証券 2,100株
ココナラ	32,600	276.00	8,997,600	貸付有価証券 12,600株
スパイダープラス	29,600	262.00	7,755,200	貸付有価証券 26,100株
網屋	6,400	4,635.00	29,664,000	貸付有価証券 5,900株
エクサウィザーズ	109,100	857.00	93,498,700	貸付有価証券 87,500株
サスメド	12,300	781.00	9,606,300	貸付有価証券 5,500株
セキュア	3,500	1,624.00	5,684,000	貸付有価証券 3,300株
Ｊストリーム	17,500	356.00	6,230,000	貸付有価証券 4,600株
ユーソナー	5,400	2,018.00	10,897,200	貸付有価証券 1,400株
サイバーソリューションズ	6,600	1,028.00	6,784,800	貸付有価証券 1,800株
コアコンセプト・テクノロジー	14,700	1,425.00	20,947,500	貸付有価証券 13,800株
ＲＯＢＯＴ　ＰＡＹＭＥＮＴ	2,800	2,361.00	6,610,800	貸付有価証券 2,200株
セーフィー	34,800	663.00	23,072,400	貸付有価証券 30,100株
くふうカンパニーホールディングス	37,700	156.00	5,881,200	貸付有価証券 35,400株
ワンキャリア	7,700	2,174.00	16,739,800	貸付有価証券 2,700株
プロパティデータバンク	7,400	1,081.00	7,999,400	貸付有価証券 6,900株
インフキュリオン	17,300	790.00	13,667,000	貸付有価証券 4,600株
バンク・オブ・イノベーション	2,900	5,060.00	14,674,000	貸付有価証券 800株
チームスピリット	17,200	402.00	6,914,400	貸付有価証券 4,600株
サイエンスアーツ	4,300	1,177.00	5,061,100	貸付有価証券 4,000株
フレクト	3,200	1,200.00	3,840,000	貸付有価証券 800株
グローバルセキュリティエキスパート	8,000	3,930.00	31,440,000	貸付有価証券 4,700株
ＪＤＳＣ	10,100	707.00	7,140,700	貸付有価証券 7,300株
Ｆｉｎａｔｅｘｔホールディングス	37,800	1,517.00	57,342,600	貸付有価証券 37,600株

Ｋｕｄａｎ	13,000	1,926.00	25,038,000	貸付有価証券 3,400株
スマレジ	6,100	2,958.00	18,043,800	貸付有価証券 5,800株
バルテス・ホールディングス	15,600	396.00	6,177,600	貸付有価証券 14,700株
ｋｕｂｅｌｌ	30,800	280.00	8,624,000	貸付有価証券 28,000株
ＨＥＮＮＧＥ	30,400	1,213.00	36,875,200	貸付有価証券 23,600株
ＢＡＳＥ	159,600	287.00	45,805,200	貸付有価証券 141,600株
フリー	56,000	2,252.00	126,112,000	貸付有価証券 54,200株
マクアケ	9,300	875.00	8,137,500	貸付有価証券 2,400株
ウィルズ	17,500	711.00	12,442,500	貸付有価証券 15,900株
ＡＩ　ｉｎｓｉｄｅ	2,900	2,088.00	6,055,200	貸付有価証券 1,000株
サイバーセキュリティクラウド	14,100	1,911.00	26,945,100	貸付有価証券 12,600株
アイキューブドシステムズ	2,800	1,869.00	5,233,200	貸付有価証券 800株
サイバートラスト	8,700	1,195.00	10,396,500	貸付有価証券 2,200株
ＢＲＡＮＵ	2,300	896.00	2,060,800	貸付有価証券 600株
ＱＰＳホールディングス	50,500	1,797.00	90,748,500	貸付有価証券 13,400株
ミラティブ	17,600	466.00	8,201,600	貸付有価証券 4,600株
ＳＭ　ＥＮＴＥＲＴＡＩＮＭＥＮＴ　ＪＡＰ	72,400	75.00	5,430,000	貸付有価証券 66,000株
フツパー	9,500	766.00	7,277,000	貸付有価証券 2,600株
ＰＲＯＮＩ	4,200	1,376.00	5,779,200	貸付有価証券 1,200株
ドリーム・アーツ	7,600	851.00	6,467,600	貸付有価証券 4,500株
トリプルアイズ	4,400	596.00	2,622,400	貸付有価証券 1,200株
ＡｎｙＭｉｎｄ　Ｇｒｏｕｐ	32,000	537.00	17,184,000	貸付有価証券 8,400株
ｕｎｅｒｒｙ	2,000	2,232.00	4,464,000	貸付有価証券 600株
ｅＷｅＬＬ	7,900	2,083.00	16,455,700	貸付有価証券 7,300株
ｐｌｕｓｚｅｒｏ	4,900	1,897.00	9,295,300	貸付有価証券 1,200株
ｔｒｉｐｌａ	6,800	1,888.00	12,838,400	貸付有価証券 1,800株

スマートドライブ	15,800	214.00	3,381,200	貸付有価証券 4,200株
オープンワーク	8,900	907.00	8,072,300	貸付有価証券 8,800株
ベーシック	4,900	514.00	2,518,600	貸付有価証券 1,200株
ｎｏｔｅ	12,300	2,289.00	28,154,700	貸付有価証券 3,200株
ｊｉｇ．ｊｐ	31,000	175.00	5,425,000	貸付有価証券 8,200株
ＥＬＥＭＥＮＴＳ	28,300	654.00	18,508,200	貸付有価証券 24,400株
テクノロジーズ	5,300	528.00	2,798,400	貸付有価証券 4,400株
カバー	54,700	1,618.00	88,504,600	貸付有価証券 51,500株
Ａｒｅｎｔ	4,300	4,100.00	17,630,000	貸付有価証券 3,900株
モンスターラボ	60,800	82.00	4,985,600	貸付有価証券 60,000株
トランザクション・メディア・ネットワーク	30,800	397.00	12,227,600	貸付有価証券 8,200株
バトンズ	2,000	1,311.00	2,622,000	貸付有価証券 1,700株
ジェノバ	9,300	625.00	5,812,500	貸付有価証券 2,400株
Ｒｉｄｇｅ－ｉ	2,700	2,710.00	7,317,000	貸付有価証券 2,100株
ＡＢＥＪＡ	11,400	2,117.00	24,133,800	貸付有価証券 3,000株
ＡＲアドバンストテクノロジ	3,200	921.00	2,947,200	貸付有価証券 800株
グリッド	2,000	1,873.00	3,746,000	貸付有価証券 600株
Ｌａｂｏｒｏ．ＡＩ	11,600	838.00	9,720,800	貸付有価証券 8,600株
ファーストアカウンティング	5,900	721.00	4,253,900	貸付有価証券 3,500株
ネットスターズ	10,600	658.00	6,974,800	貸付有価証券 2,800株
くすりの窓口	5,900	2,399.00	14,154,100	貸付有価証券 5,300株
ブルーイノベーション	3,300	1,315.00	4,339,500	貸付有価証券 800株
ヒューマンテクノロジーズ	5,000	1,569.00	7,845,000	貸付有価証券 1,400株
アルファポリス	12,100	1,011.00	12,233,100	貸付有価証券 10,800株
ジェリービーンズグループ	26,000	78.00	2,028,000	貸付有価証券 23,700株
ＢＲＵＮＯ	13,800	1,001.00	13,813,800	貸付有価証券 12,900株

ＢｕｙＳｅｌｌ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	32,100	3,660.00	117,486,000	貸付有価証券 8,400株
バリュエンスホールディングス	8,700	2,159.00	18,783,300	貸付有価証券 6,100株
トライアルホールディングス	76,600	3,010.00	230,566,000	貸付有価証券 69,900株
ジェイグループホールディングス	18,100	1,238.00	22,407,800	貸付有価証券 13,400株
海帆	97,500	103.00	10,042,500	貸付有価証券 85,200株
バルニバービ	12,600	1,149.00	14,477,400	貸付有価証券 12,500株
ベガコーポレーション	6,700	1,240.00	8,308,000	貸付有価証券 5,600株
リネットジャパングループ	15,300	759.00	11,612,700	貸付有価証券 4,000株
ジェイドグループ	15,500	1,582.00	24,521,000	貸付有価証券 14,600株
ＨＵＭＡＮ　ＭＡＤＥ	47,700	1,652.00	78,800,400	貸付有価証券 12,600株
犬猫生活	1,400	2,190.00	3,066,000	貸付有価証券 400株
ＤＡＩＷＡ　ＣＹＣＬＥ	1,700	2,929.00	4,979,300	貸付有価証券 1,500株
ｙｕｔｏｒｉ	3,100	2,074.00	6,429,400	貸付有価証券 2,700株
クラシコム	3,100	2,025.00	6,277,500	貸付有価証券 800株
ハルメクホールディングス	6,900	1,697.00	11,709,300	貸付有価証券 1,800株
ＨＹＵＧＡ　ＰＲＩＭＡＲＹ　ＣＡＲＥ	3,800	1,128.00	4,286,400	貸付有価証券 1,000株
ＦＵＮＤＩＮＮＯ	29,800	251.00	7,479,800	貸付有価証券 12,800株
ＳＢＩリーシングサービス	9,900	2,644.00	26,175,600	貸付有価証券 2,600株
インテグラル	18,200	2,835.00	51,597,000	貸付有価証券 7,600株
ＳＢＩインシュアランスグループ	12,900	2,072.00	26,728,800	貸付有価証券 3,400株
Ｓｏｌｖｖｙ	12,500	1,479.00	18,487,500	貸付有価証券 11,700株
タスキホールディングス	90,000	1,096.00	98,640,000	貸付有価証券 36,800株
ククレブ・アドバイザーズ	4,200	3,380.00	14,196,000	貸付有価証券 3,800株
ランディックス	3,000	2,047.00	6,141,000	貸付有価証券 1,400株
アールプランナー	6,700	1,522.00	10,197,400	貸付有価証券 1,800株
ＬＡホールディングス	31,000	2,965.00	91,915,000	貸付有価証券 8,400株

クリアル	15,800	530.00	8,374,000	貸付有価証券 13,900株
アンビション　ＤＸ　ホールディングス	6,200	2,094.00	12,982,800	貸付有価証券 1,600株
ＴＫＰ	26,600	1,743.00	46,363,800	貸付有価証券 26,300株
ＧＡ　ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ	42,700	1,402.00	59,865,400	貸付有価証券 40,200株
リアルゲイト	3,200	3,640.00	11,648,000	貸付有価証券 3,000株
ＡｌｂａＬｉｎｋ	4,300	2,934.00	12,616,200	貸付有価証券 3,900株
アストロスケールホールディングス	156,000	1,073.00	167,388,000	貸付有価証券 93,800株
ＦＲＯＮＴＥＯ	49,200	610.00	30,012,000	貸付有価証券 47,100株
タイミー	83,900	1,628.00	136,589,200	貸付有価証券 48,800株
博展	13,500	699.00	9,436,500	貸付有価証券 6,600株
イオレ	44,400	560.00	24,864,000	貸付有価証券 16,600株
メディネット	524,500	24.00	12,588,000	貸付有価証券 518,300株
ユナイテッド	33,700	518.00	17,456,600	貸付有価証券 8,800株
Ｓｃｈｏｏ	10,600	315.00	3,339,000	貸付有価証券 10,500株
ユカリア	15,800	787.00	12,434,600	貸付有価証券 12,200株
令和アカウンティング・ホールディングス	27,300	743.00	20,283,900	貸付有価証券 7,200株
クラシル	13,400	990.00	13,266,000	貸付有価証券 12,500株
プログレス・テクノロジーズ　グループ	8,100	955.00	7,735,500	貸付有価証券 6,200株
ＬＯＩＶＥ	5,400	518.00	2,797,200	貸付有価証券 5,000株
ウェルネス・コミュニケーションズ	6,500	1,057.00	6,870,500	貸付有価証券 1,800株
エータイ	2,200	2,258.00	4,967,600	貸付有価証券 900株
ヒット	8,900	1,039.00	9,247,100	貸付有価証券 2,400株
GMOコマース	3,500	1,136.00	3,976,000	貸付有価証券 1,000株
ムービン・ストラテジック・キャリア	4,400	3,880.00	17,072,000	貸付有価証券 1,200株
ノースサンド	35,900	1,311.00	47,064,900	貸付有価証券 9,400株
フィットクルー	800	1,647.00	1,317,600	貸付有価証券 200株

スタートライン	3,400	580.00	1,972,000	貸付有価証券 1,000株
リブ・コンサルティング	4,200	961.00	4,036,200	貸付有価証券 1,000株
ＳＱＵＥＥＺＥ	2,400	4,320.00	10,368,000	貸付有価証券 600株
アドベンチャー	3,000	1,379.00	4,137,000	貸付有価証券 800株
ＺＥＴＡ	18,800	246.00	4,624,800	貸付有価証券 17,700株
日本動物高度医療センター	15,000	1,056.00	15,840,000	貸付有価証券 4,000株
日本スキー場開発	25,000	511.00	12,775,000	貸付有価証券 6,600株
レントラックス	5,800	1,586.00	9,198,800	貸付有価証券 4,100株
シンメンテホールディングス	18,000	1,071.00	19,278,000	貸付有価証券 14,800株
フリークアウト・ホールディングス	11,300	520.00	5,876,000	貸付有価証券 3,000株
ブランジスタ	10,600	928.00	9,836,800	貸付有価証券 2,800株
GMOメディア	800	3,640.00	2,912,000	貸付有価証券 200株
エスユーエス	7,500	1,051.00	7,882,500	貸付有価証券 2,000株
ＡＩＡＩグループ	4,200	658.00	2,763,600	貸付有価証券 3,700株
ＨＡＮＡＴＯＵＲ　ＪＡＰＡＮ	6,600	801.00	5,286,600	貸付有価証券 1,800株
ジーニー	9,400	979.00	9,202,600	貸付有価証券 7,600株
コンヴァノ	106,000	87.00	9,222,000	貸付有価証券 100,100株
ライトアップ	3,600	837.00	3,013,200	貸付有価証券 1,000株
ポート	13,300	2,459.00	32,704,700	貸付有価証券 3,600株
ベルトラ	26,700	163.00	4,352,100	貸付有価証券 25,000株
フロンティアインターナショナル	3,800	1,372.00	5,213,600	貸付有価証券 1,000株
日本ホスピスホールディングス	9,700	589.00	5,713,300	貸付有価証券 6,900株
フィードフォースグループ	12,500	531.00	6,637,500	貸付有価証券 3,200株
ジモティー	8,300	1,405.00	11,661,500	貸付有価証券 4,200株
ＮｅｘＴｏｎｅ	12,400	1,410.00	17,484,000	貸付有価証券 3,200株
ステムセル研究所	4,300	758.00	3,259,400	貸付有価証券 1,200株

さくらさくプラス	3,400	3,000.00	10,200,000	貸付有価証券 1,300株
TWOSTONE&Sons	18,500	430.00	7,955,000	貸付有価証券 18,300株
アイドマ・ホールディングス	6,400	1,246.00	7,974,400	貸付有価証券 5,900株
コンフィデンス・インターワークス	4,900	1,542.00	7,555,800	貸付有価証券 1,200株
アシロ	7,000	1,592.00	11,144,000	貸付有価証券 6,300株
シーユーシー	9,400	814.00	7,651,600	貸付有価証券 2,400株
ブリーチ	10,700	234.00	2,503,800	貸付有価証券 9,600株
ナレルグループ	8,200	2,291.00	18,786,200	貸付有価証券 2,200株
GENDA	155,200	570.00	88,464,000	貸付有価証券 130,100株
ライズ・コンサルティング・グループ	23,400	397.00	9,289,800	貸付有価証券 16,800株
エフ・コード	9,100	1,369.00	12,457,900	貸付有価証券 6,400株
マイクロ波化学	24,800	904.00	22,419,200	貸付有価証券 22,600株
売れるネット広告社グループ	4,800	499.00	2,395,200	貸付有価証券 4,300株
リベロ	1,700	1,940.00	3,298,000	貸付有価証券 1,100株
AB&Company	19,000	1,322.00	25,118,000	貸付有価証券 5,000株
ラストワンマイル	1,800	3,590.00	6,462,000	貸付有価証券 400株
ブティックス	4,200	1,494.00	6,274,800	貸付有価証券 4,000株
トリドリ	2,400	1,615.00	3,876,000	貸付有価証券 600株
アイビス	11,500	766.00	8,809,000	貸付有価証券 8,400株
ｉｓｐａｃｅ	169,600	428.00	72,588,800	貸付有価証券 154,900株
マイクロアド	20,300	560.00	11,368,000	貸付有価証券 19,200株
AViC	3,300	1,662.00	5,484,600	貸付有価証券 800株
INTLOOP	3,900	1,836.00	7,160,400	貸付有価証券 1,000株
ジャパニアス	2,500	1,875.00	4,687,500	貸付有価証券 600株
プログリット	9,300	746.00	6,937,800	貸付有価証券 8,600株
合　計	9,108,100		6,432,124,500	

(ロ)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第１３５１回国庫短期証券	1,400,000,000	1,393,604,800	
合計		1,400,000,000	1,393,604,800	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2026年 7月31日現在です。

【東証グロース２５０ＥＴＦ】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	13,913,923,206円
Ⅱ　負債総額	4,967,048,269円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	8,946,874,937円
Ⅳ　発行済口数	16,370,000口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	547円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容
①　譲渡制限はありません。
②　受益権の譲渡
・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（５）受益権の併合、再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に併合または再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等（2026年7月末現在）
①資本金　　370百万円
②発行する株式の総数　　12,000株
③発行済株式の総数　　7,400株
④直近5ヵ年における主な資本金の額の増減
該当事項はございません。

（２）委託会社の機構
①会社の意思決定機関
＜株主総会＞
株主総会は、株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、定款の変更、利益処分の承認等、会社法及び定款の定めに従って重要事項の決定を行います。

＜取締役会＞
取締役会は、取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

②投資運用の意思決定プロセス
投資政策委員会
・投資政策委員会は、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。
運用本部
・運用本部は、投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法・戦略及びリスク許容度に基づいて、運用計画を決定します。
ファンド・マネージャー
・運用本部の各ファンド・マネージャーは、運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
トレーディング部門
・トレーディング部門は、ファンド・マネージャーからの発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務等を行っています。
・委託会社が運用する証券投資信託は2026年7月31日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	82	706,091
単位型株式投資信託	34	90,728
単位型公社債投資信託	0	0
合計	116	796,819

３【委託会社等の経理状況】

1.　委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第２条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.　委託会社は、金融商品取引法第193条の２第1項の規定に基づき、第27期事業年度（自2025年4月1日至2026年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度

科目	期別	（2025年3月31日現在）		（2026年3月31日現在）	
		金額		金額	
（資産の部）					
Ⅰ流動資産					
1　現金・預金			9,552,500		15,406,923
2　直販顧客分別金信託			100		100
3　前払費用			21,486		23,351
4　未収委託者報酬			581,176		644,098
5　未収運用受託報酬			2,559,630		3,296,261
6　未収投資助言報酬			32,759		44,243
7　その他			191,864		185,858
流動資産計			12,939,517		19,600,838
Ⅱ固定資産					
1　有形固定資産			14,046		14,037
(1)建物付属設備	*1	3,066		*1 2,422	
(2)器具備品	*1	10,979		*1 11,615	
2　無形固定資産			72		72
(1)電話加入権		72		72	
3　投資その他の資産			98,085		134,695
(1)投資有価証券		21,324		22,947	
(2)出資金		－		30,884	
(3)長期差入保証金		76,044		80,183	
(4)長期前払費用		－		163	
(5)その他		716		516	
固定資産計			112,203		148,805
資産合計			13,051,721		19,749,644

（単位：千円）

科目	期別	前事業年度 （2025年3月31日現在）		当事業年度 （2026年3月31日現在）	
		金額		金額	
（負債の部）					
Ⅰ流動負債					
1　預り金			83,742		84,666
2　未払金			3,595,491		4,897,812
3　関係会社未払金			4,950		4,950
4　未払費用			44,455		50,834
5　未払法人税等			1,162,926		2,155,870
6　未払消費税等			111,249		375,610
7　前受金			17,980		39,108
流動負債計			5,020,795		7,608,853
Ⅱ固定負債					
1　資産除去債務			25,506		25,506
2　繰延税金負債			842		1,516
固定負債計			26,348		27,022
負債合計			5,047,144		7,635,875
（純資産の部）					
Ⅰ株主資本					
1　資本金			370,000		370,000

2　利益剰余金				
(1)利益準備金	92,500		92,500	
(2)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	7,540,872		11,649,214	
利益剰余金計		7,633,372		11,741,714
株主資本計		8,003,372		12,111,714
Ⅱ評価・換算差額等				
1　その他有価証券評価差額金		1,204		2,054
評価・換算差額等計		1,204		2,054
純資産合計		8,004,577		12,113,768
負債・純資産合計		13,051,721		19,749,644

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

科目 ＼ 期別	前事業年度（自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日）		当事業年度（自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日）	
	金　額		金　額	
Ⅰ営業収益				
1 委託者報酬	7,670,040		10,150,648	
2 運用受託報酬	5,897,341		8,664,162	
3 投資助言報酬	133,451		157,170	
4 その他営業収益	55,604	13,756,436	43,205	19,015,186
Ⅱ営業費用				
1 支払手数料	173,353		210,488	
2 調査費				
(1)調査費	72,873		78,844	
(2)委託調査費	73,810		52,899	
3 委託計算費	53,808		61,437	
4 通信費	8,422	382,269	9,691	413,361
Ⅲ一般管理費				
1 給料				
(1)役員報酬	1,571,897		1,590,905	
(2)給料・手当	461,983		482,279	
(3)賞与・退職金等	3,431,794		4,712,758	
2 交際費	8,954		11,257	
3 旅費交通費	20,373		28,326	
4 業務事務委託費	24,833		34,712	
5 租税公課	140,402		203,416	
6 不動産賃借料	119,840		131,782	
7 固定資産減価償却費	5,362		6,199	
8 諸経費	*1 304,033	6,089,474	*1 330,851	7,532,489
営業利益		7,284,693		11,069,335
Ⅳ営業外収益				
1 受取利息	21,905		29,610	
2 為替差益	－		56,450	
3 受取配当金	－		2	
4 投資有価証券売却益	－		1	

5 組合投資利益	－		145	
6 その他の営業外収益	929	22,834	740	86,952
Ⅴ営業外費用				
1 為替差損	8,939		－	
2 投資有価証券売却損	12		－	
3 その他の営業外費用	38	8,990	15	15
経常利益		7,298,537		11,156,271
Ⅵ特別損失				
1 固定資産除却損	508	508	2	2
税引前当期純利益		7,298,029		11,156,268
法人税、住民税及び事業税	2,048,243	2,048,243	3,047,923	3,047,923
当期純利益		5,249,786		8,108,345

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	370,000	92,500	6,291,089	6,383,589	6,753,589	1,337	6,754,927
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	△ 4,000,003	△ 4,000,003	△4,000,003	－	△ 4,000,003
当期純利益	－	－	5,249,786	5,249,786	5,249,786	－	5,249,786
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	△ 133	△ 133
当期変動額合計	－	－	1,249,783	1,249,783	1,249,783	△ 133	1,249,649
当期末残高	370,000	92,500	7,540,872	7,633,372	8,003,372	1,204	8,004,577

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	370,000	92,500	7,540,872	7,633,372	8,003,372	1,204	8,004,577
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	△ 4,000,003	△ 4,000,003	△4,000,003	－	△ 4,000,003
当期純利益	－	－	8,108,345	8,108,345	8,108,345	－	8,108,345
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	849	849
当期変動額合計	－	－	4,108,342	4,108,342	4,108,342	849	4,109,191
当期末残高	370,000	92,500	11,649,214	11,741,714	12,111,714	2,054	12,113,768

[重要な会計方針]
1. 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合に類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産
主として定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物付属設備　10年～18年
器具備品　3年～15年

3. 収益の計上基準
当社の顧客との契約から生じる収益は、委託者報酬、運用受託報酬および投資助言報酬であります。これらには成功報酬が含まれる場合があります。
(1) 委託者報酬
委託者報酬に関し、当社は投資信託の信託約款に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を投資信託によって年4回、年2回もしくは年1回受取ります。

(2) 運用受託報酬
運用受託報酬に関し、当社は対象顧客との投資一任契約に基づき、投資一任サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を主に月末純資産残高に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を対象口座によって年4回もしくは年2回受取ります。
また、当社のグループ会社から受け取る運用受託報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4回受取ります。

(3) 投資助言報酬
投資助言報酬に関し、当社は対象顧客との投資顧問契約に基づき、投資助言サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、本報酬を日々の純資産価額に対する一定割合として、一定期間にわたり収益を認識しております。当社は当該収益認識方法により確定した報酬を年4回もしくは年2回受取ります。
また、当社のグループ会社から受け取る投資助言報酬は、グループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識され、年4 回受取ります。

(4) 成功報酬
成功報酬に関し、当社は投資信託の信託約款又は投資一任契約に基づき、投資運用サービスを履行する義務を負っております。対象となる投資信託または口座の運用実績が一定水準以上に達したとき、ハイ・ウォーター・マーク方式により、収益認識します。ハイ・ウォーター・マーク方式とは、主に一定時点毎の基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回る場合、その上回る額に対応して一定の計算式で成功報酬を受領する仕組みです。当該報酬は信託約款等で定める成功報酬の確定した時点に収益として認識しております。当社は、当該収益認識方法により確定した報酬を主に委託者報酬及び運用受託報酬と同時に受取ります。

[未適用の会計基準等]
1　リースに関する会計基準等
・　**「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）**
・　「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年9月13日　企業会計基準委員会）
(1) 概要
企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。
借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。
(2) 適用予定日
2028年３月期の期首より適用予定であります。
(3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]
（貸借対照表関係）
＊1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）

建物付属設備	55,895千円	56,539千円
器具備品	37,861千円	43,053千円
計	93,757千円	99,593千円

（損益計算書関係）
＊1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
諸経費	18,000千円	18,000千円

（株主資本等変動計算書関係）
前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項　（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	―	―	7,400
合計	7,400	―	―	7,400

2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2024年3月31日	2024年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2025年3月31日	2025年6月30日

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項　（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	―	―	7,400
合計	7,400	―	―	7,400

2. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2025年6月30日 定時株主総会	普通株式	4,000,003	540,541	2025年3月31日	2025年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2026年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,000,002	675,676	2026年3月31日	2026年6月30日

（リース取引関係）
1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
（単位：千円）

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
1年以内	65,716	65,716
1年超	98,574	32,858
合計	164,290	98,574

（金融商品に関する注記）
1. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

② 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

③ 市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2025年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	21,324	21,324	－
資産計	21,324	21,324	－

当事業年度（2026年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	22,947	22,947	－
資産計	22,947	22,947	－

（注）その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-３項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（注1）有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

（注2）市場価格のない株式等は「その他有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

（単位:千円）

区分	前事業年度	当事業年度
投資事業有限責任組合出資金（注）	－	30,884
合計	－	30,884

（注）投資事業有限責任組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	－	21,324	－	－
合計	－	21,324	－	－

当事業年度（2026年3月31日）　　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	―	22,847	100	―
合計	―	22,847	100	―

（注4）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
前事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券	―	―	―	―
合計	―	―	―	―

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日）第24-３項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券21,324千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券
投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券 その他有価証券	―	―	―	―
合計	―	―	―	―

（※）「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日）第24-３項の基準価額を時価とみなす投資信託については、上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は投資有価証券22,947千円であります。なお、期首残高から期末残高への調整表及び、算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳は、基準価額を時価とみなす投資信託の合計額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券
投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらは市場における取引価格が存在しない投資信託であり、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないた

め、基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）
1. その他有価証券
前事業年度（2025年3月31日）　（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	12,751	10,000	2,751
小計	12,751	10,000	2,751
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,573	9,277	△704
小計	8,573	9,277	△704
合計	21,324	19,277	2,047

当事業年度（2026年3月31日）　（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	14,910	10,100	4,810
小計	14,910	10,100	4,810
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,037	9,277	△1,239
小計	8,037	9,277	△1,239
合計	22,947	19,377	3,570

2.事業年度中に売却したその他有価証券
前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	87	－	12

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託受益証券	101	1	－

（デリバティブ取引関係）
該当事項はありません。

（退職給付関係）
該当事項はありません。

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度（2025年3月31日）	当事業年度（2026年3月31日）
繰延税金資産		
未払費用否認	20,058千円	25,304千円
未払事業税	60,464千円	131,493千円
その他有価証券評価差額金	222千円	390千円
資産除去債務	8,039千円	8,039千円

繰延税金資産小計	88,785千円	165,228千円
評価性引当額（注）	△88,785千円	△165,228千円
繰延税金資産合計	―	―
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△842千円	△1,516千円
固定資産（除去費用）	△0千円	△0千円
繰延税金負債合計	△842千円	△1,516千円
繰延税金負債の純額	△842千円	△1,516千円

（注）評価性引当額が76,443千円増加しております。この減少の主な内容は、未払事業税に係る評価性引当額が71,028千円増加したことによります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2025年3月31日）	当事業年度 （2026年3月31日）
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.0%
評価性引当額の増減	△0.5%	0.7%
特別税額控除	△2.1%	△4.0%
その他	0.1%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.1%	27.3%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（1）当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から25年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
期首残高	25,506千円	25,506 千円
時の経過による調整額	―	―
期末残高	25,506千円	25,506 千円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
委託者報酬	3,878,257千円	4,247,053千円
運用受託報酬	1,706,530千円	2,219,073千円
投資助言報酬	133,451千円	157,170千円
成功報酬	7,982,593千円	12,348,683千円
顧客との契約から生じる収益	13,700,832千円	18,971,981千円
その他の収益	55,604千円	43,205千円
外部顧客への売上高	13,756,436千円	19,015,186千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1　製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	7,670,040	5,897,341	133,451	55,604	13,756,436

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	その他	合計
外部顧客への営業収益	10,150,648	8,664,162	157,170	43,205	19,015,186

2　地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
7,843,526	5,776,762	136,148	13,756,436

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	その他	合計
10,396,009	8,478,797	140,378	19,015,186

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3　主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	5,776,762	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	8,478,797	投資運用・顧問業

（注）委託者報酬については投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

種　類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）

親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	（被所有）直接・100%	持株会社形式の子会社支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社未払金	4,950

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	（被所有）直接・100%	持株会社形式の子会社支配、役員の兼任	経営指導・管理料の支払	18,000	関係会社未払金	4,950

（注）取引条件および取引条件の決定方針等
1．取引金額は、契約指導及び管理に関する契約並びに関連契約に基づき、予め定められた条件により報酬の支払いを行っております。
2．取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等
該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社
前事業年度（自　2024年4月1日　至　2025年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資運用業及び投資信託事務委託業	－	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注)	5,776,762	未収運用受託報酬	2,537,584
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・キャピタル・インベストメント㈱	東京都千代田区	10,000千円	投資事業組合財産の運用及び管理	－	投資助言契約 経営助言等契約 私募取扱契約 役員の兼任	投資助言報酬の受取（注） 経営助言等報酬の受取（注） 私募取扱手数料の受取（注）	84,962 10,815 33,763	未収投資助言報酬 その他流動資産 その他流動資産	21,045 4,719 9,506

当事業年度（自　2025年4月1日　至　2026年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資運用業及び投資信託事務委託業	－	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬の受取(注)	8,478,797	未収運用受託報酬	3,255,918

同一の会社の親会社を持つ会社	シンプレクス・キャピタル・インベストメント㈱	東京都千代田区	10,000千円	投資事業組合財産の運用及び管理	―	投資助言契約 経営助言等契約 私募取扱契約 役員の兼任	投資助言報酬の受取（注） 経営助言等報酬の受取（注） 私募取扱手数料の受取（注）	147,683 17,399 24,307	未収投資助言報酬 その他流動資産 その他流動資産	43,232 4,719 6,566

（注）取引条件および取引条件の決定方針等
1．シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
2．シンプレクス・キャピタル・インベストメント株式会社との投資助言契約、経営助言等契約及び投資事業有限責任組合の持分の私募取扱いに関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取りを行っております。
3．取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記
株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
1株当たり純資産額　1,081,699円66銭	1株当たり純資産額　1,636,995円79銭
1株当たり当期純利益金額　709,430円60銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり当期純利益金額　1,095,722円35銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　2024年4月1日 至　2025年3月31日）	当事業年度 （自　2025年4月1日 至　2026年3月31日）
当期純利益	5,249,786　千円	8,108,345　千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	5,249,786　千円	8,108,345　千円
期中平均株式数	7,400　株	7,400　株

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。
（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
（2）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 （2026年3月末現在）	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称　　：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額　：51,000百万円（2026年3月末現在）

事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （2026年3月末現在）	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	3,550百万円 （2025年12月末現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
光世証券株式会社	12,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円 （2025年12月末現在）	
ＪＰモルガン証券株式会社	73,272百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
バークレイズ証券株式会社	38,945百万円 (2025年12月末現在）	
ＢＮＰパリバ証券株式会社	102,025百万円	
BofA証券株式会社	83,140百万円 （2025年12月末現在）	

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券などの管理・計算事務・収益分配金および償還金の支払いなどを行います。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集の取扱い、解約および買取りに関する業務などを行います。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2025年 9月29日	有価証券届出書の訂正届出書
2025年10月 8日	有価証券届出書
2025年10月 8日	有価証券報告書
2026年 4月 8日	有価証券届出書
2026年 4月 8日	半期報告書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年6月29日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任　あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高　橋　　秀　和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅　谷　　圭　子

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年9月28日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　髙見　昂平

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東証グロース250ＥＴＦの2025年7月9日から2026年7月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東証グロース250ＥＴＦの2026年7月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施

に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。